

1 開会日時

平成 26 年 10 月 29 日（水）午後 2 時 30 分

2 閉会日時

平成 26 年 10 月 29 日（水）午後 2 時 52 分

3 会議開催の場所

教育研修センター4 階第 2 研修室

4 出席委員

- (1) 佐 藤 秀 樹
- (2) 平 出 道 雄
- (3) 齊 藤 誠 子
- (4) 佐 藤 克 則
- (5) 石 澤 千 鶴 子
- (6) 月 永 良 彦

5 事務局出席職員

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 教育部長 | 福 井 正 樹 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 成 田 聖 明 |
| (3) 教育次長 | 伴 孝 文 |
| (4) 浪岡教育事務所長教育課長事務取扱 | 平 田 公 成 |
| (5) 参事文化スポーツ振興課長事務取扱 | 加 藤 文 男 |
| (6) 総務課長 | 八木澤 透 |
| (7) 社会教育課長 | 杉 山 潔 |
| (8) 中央市民センター | 木 浪 経 彦 |
| (9) 文化財課長 | 白 取 慎 也 |
| (10) 市民図書館長 | 渡 邊 薫 |
| (11) 学務課長 | 工 藤 裕 司 |
| (12) 学校給食課長 | 川 邊 真理子 |
| (13) 指導課長 | 山 谷 明 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案

- 議案第 35 号 青森市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 36 号 青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 37 号 少人数学級編制の拡大について
- 議案第 38 号 青森市就学指導委員会委員の委嘱について

(2) 報告

- 寄附採納について
- 青森市社会教育委員会議からの答申について

「縄文シティサミット inあおもり」の開催について

7 会議録署名委員

- (1) 平 出 道 雄
- (2) 月 永 良 彦

8 会議の概要

午後 2 時 30 分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

議案第 35 号から議案第 38 号を審議し、原案のとおり決定した。

事務局から 3 件の事案を報告し、平成 26 年第 11 回定例会の日程調整をした後、閉会した。

9 会議の状況

委員長

それでは議事に入ります。議案第 35 号「青森市社会教育委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

教育部長

議案第 35 号青森市社会教育委員の委嘱について、御説明いたします。

社会教育委員につきましては、平成 24 年第 11 回教育委員会定例会において御議決を賜り、現在 10 名の方々に委員として御就任いただいておりますが、11 月 20 日をもって任期満了となることから、次期委員の委嘱について御提案するものであります。

委員の候補者につきましては、お手元に配付している議案のとおり、関係団体からの推薦による者 7 名、市民公募による者 3 名の計 10 名としており、再任 5 名、新任 5 名となっております。

なお、委員の任期につきましては、平成 26 年 11 月 21 日から平成 28 年 11 月 20 日までの 2 年間となります。

以上、御説明いたしました。慎重に御審議の上、何卒、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

委員長

それでは議案第 32 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

委員長

御異議がないようですので、議案第 35 号については原案のとおり決定と致します。

次に、議案第 36 号「青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長

議案第 36 号青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

市民図書館では、適正な蔵書管理を目的に、年 1 回、2 月中に約 14 日間の特別整理期間を設け、休館して蔵書点検を実施しております。

2月といたしましたのは、
一つに、各学校の夏休み・冬休みなどの長期休業や、中間テスト・期末テストなどの日程
二つに、高校入試及び大学入試センター試験の日程
三つに、図書館内の行事の実施予定
四つに、県立図書館の特別整理期間

などの点を踏まえ、休館しても比較的影響範囲の少ない時期としての判断でございます。

しかしながら、「受験の追い込み時期でもあるので、違う時期にして欲しい」といった要望が寄せられておりますことから、去る7月2日に開催されました青森市民図書館協議会に諮ったところ、「実施時期について変更した方が良いのではないか。」との御意見をいただいたところでございます。

これを受けまして、検討した結果として、既に予定を公表しているため来年の2月は従来通り実施するものの、平成27年度から時期を変更することとしたところであり、今回、利用者の利便性の向上を図っていくことを目的に、特別整理期間の時期を見直すための、規則の改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧ください。

改正前は、第七条第二項の一について、「二月中約十四日間」となっているものを「一年を通じ十四日の範囲内において館長が定める期間」と改め、時期を特定せず、年間の行事予定などを踏まえ、適切な時期に実施できるようにするものであります。

本規則の施行期日は平成27年1月1日からとしております。なお、平成27年度は、図書館来館者の最も少ない10月に実施したいと考えており、青森市ホームページ及び青森市民図書館ホームページ、アウガ館内チラシ、広報あおもり等で周知に努め、利用者への周知に努めて参りたいと考えております。

以上、御説明いたしました。慎重に御審議の上、何卒、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。これまで2月中と特定されていたものを幅広くしたいということですね。特段ございませんか。

～ なし ～

委員長

それでは議案第36号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

委員長

御異議がないようですので、議案第36号については原案のとおり決定と致します。

次に、議案第37号「少人数学級編制の拡大について」事務局から説明をお願いします。

教育部長

議案第37号少人数学級編制の拡大について、御説明申し上げます。

少人数学級編制につきましては、きめ細やかで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備を図るための取組として、教育基本法に基づき国において策定された教育振興基本計画の中に掲げられている事項であり、国及び県により、公立の小学1年生から3年生までと、中学1年生を対象に実施されているところでございます。

市においては、第1期市長マニフェストに、市立小中学校の全学年にこれを拡大することが盛り込まれましたが、東日本大震災の影響で都市としての防災機能の向上や庁舎整備等への要請が高まったことから、市全体の実施事業に対する優先度を見直す必要が生じたこと、また、国や県において少人数学級編制を推進する動きがあったことから、平成23年度に、目標としていた平成24年度からの実施について、検討の結果、本市の厳しい財政状況を踏まえ、市単独で先行的に取り組むべきではないと判断したところであり、現在は、その実現のため、毎年度、最重点要望項目として、国・県に要望しているところでござ

ざいます。

また、一方で、第2期市長マニフェストには盛り込まれなかったqものの、市長自らが、他の施策との優先状況や財政環境が許せば、少人数学級編制を拡大していきたいとの考えを示しているところがございます。

国・県においては、平成24年度以降、対象学年の拡大がなされておりませんが、現在の学級編制基準の最も大きな課題としては、小学3・4・5年生への進級時に、3年続けてクラス替えを行う必要があり、学校教育活動等に支障が生じているケースもあるということから、事務局では、早急に解消を図る必要があるものと考え、市単独での実施について、これまで市長をはじめ、関係部局と協議してきたところであり、去る10月15日に発表された中期財政計画において、市単独での少人数学級編制の拡大に向けた財政環境が整えられたところがございます。

市単独での少人数学級編制の拡大については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条の規定に基づき、都道府県の教育委員会が定めた基準を標準に、当該学校を設置する地方公共団体が決定することとされております。

また、その決定に当たっては、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規程により、教育長に委任されている事項となっております。

しかしながら、このたびの少人数学級編制の拡大については、市単独ではじめて実施するものであること、また、今後、継続的に実施することを決定するものでありますことから、教育委員の皆様のご意見を伺いたいとの教育長の意向を踏まえ、同規則第3条の規定による、特に重要と認められるもの又は異例に属するものに該当するものと判断し、本定例会において御審議していただくこととしたものでございます。

議案を御覧ください。

実施内容につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項の規定に基づき、県が定める少人数学級編制の基準について、同法第4条の規定に基づき、その基準を市単独で市立小学校第4学年に適用するものであります。実施期日は、平成27年4月1日としております。

なお、当該議案に係る附属資料1として学級編制に関する国及び県の基準を、また、附属資料2として中期財政計画の抜粋を添付しておりますので、審議の参考としていただきたいと思います。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。これまでも、県や国に対して、少人数学級に関して、何度も要望して参りました。なかなか実現できない中で今回このような拡大をしたことで、うれしいことだなと感じております。

委員長

それでは議案第37号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

委員長

御異議がないようですので、議案第37号については原案のとおり決定と致します。

教育長

私から一言、事務局を代表して、また、学校教育に長く携わって来たということで、申し上げます。

この少人数学級につきましては、先生方が一人ひとりの子どもときちんと向き合う時間をこれまで以上に確保することによって、よりきめ細かな学習指導が可能となること、また、いじめや不登校など子どもが抱えている問題により適切に対応できることなどから、子どもたちの学力向上や健やかな成長を図る上で、大変効果的なものであると現場にいる時から認識しております。

先ほど教育部長から説明があったとおり、これまで青森市単独での実施の検討や、国や県に対する要望などの取組を行ってまいりましたが、平成 23 年度までに県・国の方向性で小学 1 年生から 3 年生まで、また、中学 1 年生まで実施されて以降、拡大はなされていませんでした。

このような中で、先般、青森市中期財政計画において、市単独で小学 4 年生を対象に少人数学級編制を実施できる財政環境を整えていただいたことは大変ありがたいことであり、学校当局、保護者はもとより、教育委員会事務局として、万全の準備をしてまいりたいと考えております。

また、残りの小学 5 年生及び 6 年生、中学 2 年生及び 3 年生への実施についても、国や県に対し、引き続き強く働きかけ、全学年が少人数学級にできるように努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第 38 号「青森市就学指導委員会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

教育部長

議案第 38 号青森市就学指導委員会委員の委嘱について、御説明申し上げます。

今回の青森市就学指導委員会委員の委嘱につきましては、医学に関する専門的知識を有する 1 名の委員が任期途中の異動に伴うものであり、その後任について御提案申し上げるものでございます。

委員の任期は、前任者の残任期間で、平成 26 年 10 月 31 日から平成 28 年 7 月 31 日までを予定しております。

以上、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

委員長

それでは議案第 38 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

委員長

御異議がないようですので、議案第 38 号については原案のとおり決定と致します。

(2) 報告

委員長

それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は 3 件となっております。

はじめに、「寄附採納について」事務局から報告をお願いします。

総務課長

寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の寄附採納一覧(平成 26 年 9 月 11 日～ 10 月 14 日)をご覧ください。

はじめに、小・中学校の No.1～ 2 でございますが、父母と教師の会など学校関係者から特定の学校へ寄贈申し出が 2 件あり、幸畑小学校が「インクジェットプリンター」、篠田小学校が「児童図書」をそれぞれ受領いたしました。

3 でございますが、第一生命労働組合青森支部は、平成 24 年度から教育活動に活用していただきたいとの趣旨で、毎年、市内の小中学校のうち 1 校に対し図書を寄贈する社会貢献活動を行っておりますが、今年度は、原別小学校に対し寄贈申し出があり受領しました。

4 ですが、医療法人三良会は、学習環境の充実に役立ててほしいとの趣旨で、毎

年、市内の小中学校に対しまして、教育用品の寄附を行っておりますが、今年度は、3校に対し寄贈申し出がありまして、筒井小学校が「トランペット」など、小柳小学校が「オルガン」など、佃小学校が「電動スクリーン」など、3校に対し寄附申し出があり、受領しました。

次に、表下の小・中学校以外ですが、大東建託株式会社から創業40周年記念事業の一環として、市民図書館に対しまして、子どもの読書活動の推進に活用していただきたいとの趣旨で「児童図書」の寄贈申し出があり受領いたしました。

このたびのご厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

委員長

ただ今の事務局の報告について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

次に、「青森市社会教育委員会議からの答申について」ですが、この報告案件につきましては、本日、この会議の前に開催いたしました「第2回青森市社会教育委員臨時会議」におきまして、皆様にお伝えしていますことから割愛させていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

～ 異議なし ～

委員長

それでは次に「縄文シティサミット in あおもり」の開催について事務局から御説明をお願いします。

文化財課長

「縄文シティサミット in あおもり」の開催について御報告いたします。

お手元に配付させていただきました資料（チラシ）をご覧ください。

来る11月8日土曜日、午後3時から、新町キューブ1階イベントホールにおきまして、「縄文シティサミット in あおもり」を開催いたします。

本サミットは、チラシの下方に記載してありますように、「縄文都市連絡協議会」が主催する事業であります。この「縄文都市連絡協議会」は、縄文遺跡を有する都市のネットワーク化を図り、縄文の魅力や歴史的意義などを発信するとともに、遺跡をまちづくりに活かしていくための方策を共に探っていくことを目的として平成11年度に発足した協議会で、本市のほか、北は北海道伊達市から、南は鹿児島県霧島市まで、広範な地域にわたる全国16都市が加入しており、青森市長が協議会の会長を務めております。

「協議会」では、毎年、加入都市のいずれかにおいて、「縄文」をキーワードに、各都市の代表者が集う会議としてサミットを開催しており、本市での開催は、平成17年度以来3回目となります。

今回のサミットでは、「縄文と祭りを通じたまちづくり」をテーマに、文化庁文化財保護部長を歴任されるなど、文化行政に造詣の深い青森大学学長の崎谷康文さんをコーディネーターとして、ねぶた製作者の竹浪比呂央さん、また、跳人インストラクターの後藤公司さんを交えたクロストークのほか、三内丸山遺跡の案内などの活動を長年行っておられる三内丸山応援隊会長の一町田工さんによる事例発表、さらには、リレートークとして、青森市長をはじめ各都市の代表者から、それぞれの都市が有する縄文遺跡の近況や祭りとの関わりなどを発表していただきながら、縄文を活かした個性あふれるまちづくりについて語り合ってくださいこととしております。

サミット開催のご案内につきましては、「広報あおもり11月1日号」に掲載するほか、チラシも活用しながら市民の方々への周知を図ることとしております。

委員の皆様におかれましては、お時間が許しましたら、是非ともお誘いあわせのうえ、本サミットにお越しいただき、いにしへの青森に思いをはせる機会としていただければ幸いに存じます。

なお、このことに関連いたしまして、サミット翌日の11月9日曜日、午前10時から、小牧野遺跡におきまして、「どんぐりの森を作ろう」と題して植樹祭を行うこととしており、当日は、荒川小学校の児童や保護者の方々などのご協力のもと、どんぐりの苗木80本を植樹することとしているところです。「縄文シティサミット」に参加された各都市の代表者の方々にも、合流して見学いただく予定としております。

以上でございます。

委員長

ただ今の事務局の報告について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

委員長

その他、本日の案件以外に、教育委員の皆様から何かありませんか。

～ なし ～

委員長

その他、事務局から何かありませんか。

～ なし ～

それでは、本日予定しておりました議案の審議等が全て終了致しました。

以上を持ちまして、平成26年第10回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成26年10月29日開催の平成26年第10回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成26年11月17日

書記 藤田 剛

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成26年11月18日

署名委員 平出 道雄

署名委員 月永 良彦